

【出題意図】（商法）

設問（一）（二）は、いずれもコーポレート・ガバナンス論を学ぶ上で欠かせない「機関」関連の主要テーマからの出題である。（一）は規制態様を整合的に理解できているかを問うことに主眼を置くものであり、（二）は主要論点の整理・検討を求めるものとなっている。本設問を通じて、受験者が大学院で学びを進める上で最低限必要となる会社法上の（とりわけ関心事の研究に必須となる）基礎知識を習得しているか、および（仮に備わっているとして）これを適切に文章化する能力を備えているか否かを確認する。

設問（三）は、近時関心の高まっているサステナビリティ情報開示を含め、有価証券報告書上の情報開示に関する金融商品取引法（金商法）及び会社法上の基礎的知識を確認する問題とした。（１）においてサステナビリティ情報開示に関する法規制に関する理解度を、（２）（３）において有価証券報告書の虚偽記載と投資家・株主保護のあり方に関する金商法及び会社法規定の理解度を問うものである。